

第37回山形家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和5年7月10日（月）午後1時30分～午後2時30分

第2 場所

山形家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

青木敏、貝沼浩則、佐藤善哉、鈴木隆、田中武、中平健、向井翔、山下真、渡部信太郎（敬称略、五十音順）

（列席職員）

出羽家裁事務局長、中里首席家裁調査官、平塚家裁首席書記官、安積次席家裁調査官、佐藤家裁事務局次長、加藤家裁訟廷管理官、生田家裁主任書記官、松井地裁総務課長

第4 議事

1 委員長の指名

出席委員の互選により、中平委員を委員長に指名した。

2 新任委員挨拶（貝沼委員、佐藤委員、山下委員）

3 職務代理者の指名

職務代理者として山下委員を指名した。

4 前回の山形地方裁判所委員会及び山形家庭裁判所委員会後の裁判所の取組報告

前回の第38回山形地方裁判所委員会及び第36回山形家庭裁判所委員会（議題は「裁判所におけるデジタル化について」）における委員意見等を踏まえ、山形地方・家庭裁判所が取り組んだ結果について、松井地裁総務課長が報告した。

5 議題「家庭裁判所の事件処理とデジタル化について」

(1) 議題に関する基本説明

ア 家庭裁判所の事件処理とデジタル化（生田家裁主任書記官）

イ 調査事務のデジタル化（安積次席家裁調査官）

(2) 意見交換、質疑応答

別紙のとおり

6 次回の予定等

(1) 次回開催日時（合同開催）

令和6年2月14日（水）午後1時30分

(2) テーマ

委員長に一任することとされた。

(別紙)

意見交換結果（主な意見）

(◎委員長、○委員、■説明者（列席職員）)

- ◎ 法務局でのITの活用状況はいかがか。
- 主に市町村職員との研修でウェブのシステムを使っている。従来、参集型で行っていたものは、新型コロナウイルス感染症対策の面から、来庁しなくてもできるようにということで、ウェブ会議を実施している。

市町村からも移動時間がなくて済むということで行っているが、リモートのため、相手側の反応が見えづらいので、こちらが講師になるときは、どの程度理解が図られているかが掴みづらいということと、意見交換等を行う場合に、意見のキャッチボールがしにくいところがある。

法務局でのリモートとの使い分けについては、所管は別であるが、登記の手続案内において、ウェブ登記手続案内というものを試行的に行っている。どのアプリケーションを使っているかは把握していないが、本局においてウェブでの登記手続に関する相談を実施している。その問題点として、機器の操作に長けている方はよろしいが、登記の手続案内というと年配の方も多いため、やはり面談での相談の方が多いと聞いている。

- ◎ 検察庁でのITの活用状況はどうか。事情聴取や取調べなどこれまで対面で行っていたものについて、ITを導入あるいはその検討がされているか伺いたい。
- 刑事手続における情報通信技術の活用については、令和2年7月の閣議決定において、刑事手続においても情報通信技術を活用することが盛り込まれて、令和3年度に法務省が主催して、刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会を開催し、令和4年3月に取りまとめを行い、その後、法務大臣から法制審議会への諮問が行われ、現在、法制審議会の部会において審議中となっている。

その中では、刑事手続において、現在紙媒体で作成、管理されている書類を電子データで作成、管理することや、委員長から指摘のあった対面で行ってきた手

続の一部を非対面で行うことについて、様々なメリット、デメリットを考慮した上で、法制化していくかどうかの検討がされている。

既に導入済みのものとしては、裁判所においてビデオリンク方式での証人尋問が非対面の手続として行われているほか、通訳人の手続について遠隔地に通訳人を置いての事情聴取などが行われていると承知している。

◎ 調停におけるITの活用はどうか。

○ 既に研修等に参加させていただいて、時代の流れであるから、調停手続でウェブ会議を利用する必要やメリットがあることは理解している。ただ、調停委員としては、調停の特徴の一つである「秘密が守られる」という非公開について、ウェブ会議であれば、いずれはSNSなどで流されるケースが出ることを恐れており、調停委員の中でもそのことを覚悟してやらなくてはと話している。できるだけそうならないように、先ほどの模擬ウェブ調停の動画にもあったように、カメラで部屋全体を映してもらうことなどを、教えていただいた手順のとおりやりたいが、悪意があれば防げないので、仮にビデオを撮られて、SNSなどに流されても問題視されないような、今まで以上に慎重な調停の進め方が必要だと考えている。

また、調停委員の年齢について、60歳から70歳くらいの方が半分以上の調停を担当しているのではないかと認識しているところ、研修を受けさせてもらったが、ウェブの接続作業などで今まで以上に神経を使う必要があるので、多くの私たち60代は覚悟を持って本当に頑張らないといけないと話している。

◎ 男女共同参画センターには、学習、相談、情報、交流の4つの機能があるようだが、ITの活用はどうか。

○ 男女共同参画センターでの相談は、電話と面談ということで、数十年進めてきたところである。コロナが契機になって、国で相談の形態としてオンライン相談も対応することになり、令和3年度と4年度、今年度も続いているが、オンラインの相談を行っている。

数字からだけであるが、通常の面談、電話面談だと60代、70代からの相談もあるが、オンラインの年代別だと、大体40代ぐらいまでとなっており、やはり機械の使い方が大きなハードルになっているということで、今まで話があったのと同じような印象を受けている。県内を大きく4ブロックに分けた場合、地域別での数字の偏りはないようである。

当センターでも春先に市町村と会議をした際、オンライン会議を導入した。もっとも、理解の度合いとか意見交換というレベルになると、なかなか難しいと感じている。ただ、私も前職の中でいろいろな会議をしているが、本当に急に集まる必要があるときとか、コロナ関係の対応部署では、大きく状況が流れる中で、朝昼晩と病院の医師とか集まる場面などにおいて、非常に有効だと感じた。

本日は、裁判所という特殊な環境の中で、秘密保持とか、そういった面ですごくデリケート、難しい場面があるということをお聞かせいただいた。

- ◎ マスコミの分野では、取材等について、これまで対面でやってきたことをITを使って行うということはあるのか。
- 原則として対面でやるべきであるという方針は変えていない。先ほどの説明でもあったとおり、面接特性ということで非言語情報に一定程度制限があるということは我々も非常に実感しており、話しているときの相手の呼吸であるとか表情であるとか、そこに真意が現れているのではないかと。そこで気づいたところをまた再度こちらから投げかけをして、本当に言いたいことの全貌を引き出していくというのが取材の要請だと思っているので、それは社としても大事な部分としている。

直接会ってもらえない場合は、新しい手段でもという話も出ていたが、その場合は通常の電話でのやり取りできほど不都合を感じていないのではないかと考えている。これをウェブ会議でお願いしたいというところまでやっている記者はほとんどいないのではないかと考える。

当新聞の取材対象は県内に近いところという条件もあるので、仮にそれが県外

の関係者になった場合には、ITの使用が必要になるが、基本的には対面を貫いていこうと考えている。

◎ 教育の現場でのITの活用はいかがか。

○ 授業の中で、遠隔の授業という形で取り扱っている場合がある。それはコロナのときにそういう形でやっていたが、基本的に調整のために、学生から相談を受けてそれに対して答えるようなことは、個人個人の先生がZoom等とか電話とかでやっているとは思いますが、それを全体でやるというところまでは行っていない。

基本的には授業、あとは先ほど話があったように教育なので、対面を大事にしている。よほどでない限り遠隔でことを済ませるところまでは行かない。

ただ、会議とか学会などで、情報が流れてくるときには、データアップか何かを見るときに、向こうから一方的に聞くというときには、Zoomの会議などは頻繁に行われているが、学生との相談などに関しては対面で行っている。当大学の性質から言って、県外から来る人はさほどいないので、今回のテーマの一つである調査について特に意見はないが、ウェブでの調査については、自宅でやらないといけないのかについて質問したい。

■ 先ほどの動画は、当事者の自宅で行っている場面を想定して作った資料であるが、仕事をやっている中で会社の会議室とか、個室を借り入れてその時間帯は出られるというようなケースを認めることもあり得るし、滞在先のホテルの個室とか、他の人に聞かれる心配がなくて、落ち着いた場所で参加できるというのであれば、その状況を手続の前の方で確認した上で、自宅以外の場所でも許可するというようなことはあり得ると思う。

あと想定しているのは、代理人弁護士がついている場合には、弁護士事務所で行うというケースは多いと思う。

○ 自宅でやった場合に、一人でいるかを確認すると先ほど話があったと思うが、声は意外と聞こえるので、そういうところを心配してやっているとは思いますが、裁判所の手続を利用する方が、そのことを自分が相談している方などに伝えて、そ

の相談をされた方が、何の話をしているのかを裁判所の見えないところで聞いているとか、プライベートなところをきちんとするのは難しいと感じた。

◎ 医療の現場において、ITを活用して、対面での診断をリモートに置き換えるようなことはしているのか。

○ 精神科の医療の現場でも電子カルテが導入されており、デジタル化がされているほか、会議とか研修においてもほとんどオンラインで済ませることが可能となっている。

ただ、診察、診療に関しては、対面が原則で、どうしてもそれが不可能な場合には、オンラインで行うことも最近はあるようになっている。先ほどから話が出ているように、オンラインでは本人確認の問題とか、情報の漏えいとか、ノンバーバルな情報を得にくいという問題があるので、そういった意味でも、対面の診療が原則と言える。

もう一つは、オンラインで情報を得る場合には、若い方とか障害を持った方とか、言語化する能力が低い方の場合はかなり不利になるので、情報を更に聞くなどの配慮が必要と思われる。

◎ 対面をリモートに置き換えるのも大変な面があるという話を伺ったが、対面のできる場合には対面でやるのが望ましい。そういう場合でもオンラインのできるならオンラインで、あるいはオンラインでやった方がいい場合もある。

例えば、離婚の当事者などは関係が厳しいため、会いたくないとか、お互いに会うと何らかの危害が加えられる可能性もあるということで、両方の離婚の当事者が裁判所に来ても鉢合わせをしないように、非常に気を遣っている。あるいは、実際にあった事件であるが、裁判所の敷地の外で待ち伏せをして、危害を加えるということがあったので、安全の面からオンラインでやることが考えられる場合もある。

オンラインの場合に非言語情報をどう扱うかについて、裁判所から、もう少し説明されたい。

■ 非言語情報について、委員の方々の御指摘のとおり非常に重要な情報である。今後、裁判所は、当事者の利便性と非言語情報の収集の必要性を比較衡量して、リモート調査の採否を検討することになる。

先ほど、紹介したように言語で十分聞けるような当事者の主張や事実関係の確認に関しては、リモート調査の対象となり得ると考える。

他方で、子どもの調査における非言語情報の重要性を日々肌で感じており、恐らく、世の中のデジタル化が進んでも、子どもの調査のリモート化については慎重に導入を検討することになると思われる。

○ 質問であるが、パソコンのソフトについて、調停はパソコンでないとできないのか。今は家族とのやりとりなどもスマートフォンが主流で、わざわざパソコンでやるとなると、構えてしまう。学生なども確かに環境の違いはあるが、スマートフォンの取り扱いに慣れている。パソコンで構えてよしというのではなくて、そういう方向でもしできるなら、今の世の中はスマートフォンが主流だと思うので、その点はいかがか。

■ 個人の意見も入るが、実際に面会交流などでも、経験上、コロナ禍ということもあって、直接に対面ができないという方は、スマートフォンを使って、リモートでやっている。将来的にはそういったものを利用した方法を、家庭裁判所でサポートするような態勢も考えられる。

■ ちなみに、先ほど動画で紹介させていただいたものはパソコンを使っているが、ウェブ調停で利用するWebexのアプリはスマートフォンにも対応している。実際に先行してやっている庁の中では、スマートフォンを使って参加してもらった例もあると聞いている。

◎ 本日いただいた貴重な御意見を今後の裁判所の運用に活かしていきたい。

以上